

平成27年4月30日

学校法人 広島女学院
理事長 藤本 黎時

広島女学院維持会問題法人報告書

1 はじめに

今回の広島女学院維持会問題は、本学院のみならず教育行政に対する信頼を損ねる極めて重大事案であり、深く反省しております。また、文部科学省をはじめとする関係省庁そして本学院をご支援いただいている学生・生徒・園児並びに保護者、卒業生、企業等の関係各位に多大なご迷惑をおかけしたことに對して深くお詫びいたします。

使途不明金及び寄附金控除問題につきましては、これまで、法人理事会において「広島女学院維持会運営上発生した問題に関する調査・対策委員会」（以下、「調査・対策委員会」という。）を設置し、調査と事実解明を行い、報告書を取りまとめ、総括書を作成しました。

この度、これらの問題に加え、「入学者又はその保護者等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるために寄附金又は学校債を募集する場合には、後援会等によらず、すべて学校法人が直接処理すること。」を求めた平成14年10月1日付け文部科学事務次官通知第454号「私立大学における入学者選抜の公正確保等について（通知）」（以下、「通知第454号」という。）の抵触問題に関し、外部の専門家による「広島女学院維持会問題第三者調査委員会」（以下、「第三者調査委員会」という。）において、その検証や更なる事実の解明が行われ、調査報告書が提出されました。

その調査結果を踏まえ、学校法人広島女学院として責任の所在と再発防止策について検討した結果、次のとおり整備しましたのでご報告します。

2 事実確認

広島女学院維持会（以下、「維持会」という。）は、会員の拠金及び女学院の企画する募金事業などへの協力により、法人が教育内容充実のための諸施設・設備の整備等を行うにあたって、その財的基盤の強化維持に協力することを目的として、平成4年5月22日に発足した任意団体である。

平成26年3月に法人に対して「維持会に収めた会費に対し、法人名で領収証が発行されているのはおかしいのではないか」という旨の指摘が職員からなされた。

これを受けて、平成26年5月に法人内部において「調査・対策委員会」を設置した（構成員は外部弁護士、法人職員2名の計3名）。

調査・対策委員会が事実調査を行い、平成26年7月25日に第1回目の報告、さらに同年9月26日に2回目の報告がなされた結果、維持会会計において多額の使途不明金が存在

すること等が判明した。この調査結果を踏まえ、使途不明金の問題のほか、通知第454号の抵触、寄附金控除の問題等について、原因調査及び実態解明を行い、責任の所在を明らかにし再発防止策を講じることなどを目的として、平成26年12月に法人外部者のみで構成する「第三者調査委員会」が発足し調査が行われ、その結果報告を平成27年1月29日開催の理事会で受けた。

その調査報告の中で、維持会の会則や執行体制等に、多くの問題点があったことは事実であるが、一方で維持会の会計を含む事務的業務は、発足当時法人の事務局長（平成26年度途中まで理事長補佐）であったA（以下「A」という。）が、維持会発足当初より平成26年3月ころまでほとんど1人で行っていたこと、法人の校部の長などが維持会の役員となっていたこと、維持会への寄附であるにもかかわらず、寄附金受領証明書が理事長名で発行されていたこと、通知第454号に全く考慮が払われなかったことなど、法人の管理運営上の問題が指摘されたところである。

本事案、とりわけ使途不明金の発生などについては、Aが一義的な責任を問われるべきことは当然であるが、法人内部の管理運営上、どこに問題があり、誰にその責任があったかを総括するとともに、再発防止策を整備するものである。

このことを踏まえ、次のとおり整理する。

(1) 使途不明金について

① 事実確認

ア 調査・対策委員会において、維持会事務担当者A及び職員等多くの関係者から聞き取りや書類の確認等を行い、また、第三者調査委員会においても、その検証や追加調査を行った。その結果、第三者調査委員会の判断として、その使途については、以前に調査・対策委員会で行った調査及び報告の内容を概ね支持している。

使途の内容については、維持会として会計報告を行ったもの（法人への寄附等）以外、領収証や会計帳簿等事実を証明するものが少なく（事務担当者Aが処分したと申立て）、関係者による裏付け調査によってもほとんど確認できなかったため、A本人の主張によるものとなっている。

イ ただし、第三者調査委員会等の調査の結果、関係者等への聞き取りにより、本人の供述と異なることが確認されたものもあった。例えば、維持会として支払ったと供述のあった120周年に係る新聞広告費については、金額が異なるばかりか学校法人の事業として法人が支払ったことが確認された。土地の境界トラブル解決費については、法人においてそのようなトラブルはなく、支払われるはずがないものであることを確認した。海外の提携校への日本庭園造成のための寄附については、同大学にはそのような庭園がないことが判明した。これらの支払いは維持会からは行われなかったと考えられるが、その使途については解明できていない。

また、アルバイト代やその他のトラブル対策費等についても、一般的に考えてそれが事実であることに疑問を持たざるを得ないと考えられるものもあった。

ウ このようなことから、信頼されるに足るものではないが、あくまでも本人の主張

に基づいて、それが事実であることを前提として、支出内訳を不適切度合いに評価を加え作成すると次の表のとおりとなる。

(支出一覧表)

| 評価 | 内訳 | 金額 |
|--------------|---|--------------------------------------|
| 会計手続 上不適切 | 維持会活動経費（通信費、印刷費、会議費等） | 2900万円（領収書があるもの、 正確には29,010,604円） |
| | | 1500万円（領収書がないもの） |
| | 役員打合せ会費（役員会前打合せ） | 270万円 |
| | 協賛事業費（法人創立記念イベント等） | 4400万円 |
| | 人件費（アルバイト代～学生、職員） | 1950万円 |
| | 総会后アトラクション費（ミニコンサート等） | 70万円 |
| 会則上 適切 | トラブル解決費（職員トラブル土地関係トラブル等） | 3600万円 |
| | 法人の事務に関するAの活動費・行動費（タクシー代、旅費、会食費、参考図書費等） | 1億1400万円 |
| 合計 | | 2億6090万円 |

以上のとおり、総会で報告されていない支出の合計額は2億6090万円となり、会計報告の収支差額とは少し差はあるが、調査・対策委員会の報告書によると、「Aによると、これら費用のうち、実際にはAの自費で賄ったものも少なからずある」とも報告されており、このことが要因とも考えられる。

なお、第三者調査委員会の調査において、「維持会資金の用途の一部（アルバイト代及びトラブル解決費）に対しては、それが事実であることに疑問を持たざるを得ないと考えられる。」としているが、その場合の用途については解明できていない。

エ 維持会会計報告兼事業報告によると、平成26年3月末までの、収納金額累計額（受取利息を含む）443,239,893円から支出金額累計額187,127,526円を差引いた収支差（資金保有）額は、256,112,367円である。このような状況から、収支差額を基礎とし、領収書が残存し用途が確認されるものや現預金を差引いた、224,071,383円が用途不明金となっていると言わざるを得ない。

算出方法：収支差額累計額256,112,367円－ゆうちょ銀行口座残高（H26.3.31現在）55,412円－用途確認分（領収書残存）29,010,604円－現金残高2,974,968円

なお、領収書残存分29,010,604円については、調査・対策委員会で調査し、第三者調査委員会においても確認している。会計手続き上の不適切さはあるものの、会員への通信費、会報や封筒の印刷費や役員会等会議費等、維持会における管理経費等であり、用途としては概ね妥当なものと考えられる。

② 背景及び原因分析

ア 使途不明金の発生が長期間放置された原因は、第三者調査委員会の報告では、「多くの原因が複合的に作用した結果であると考えられる。」とされ、その要素が何点か列挙されている。また、維持会運営の透明性が保たれなかった原因についても触れているが、これらの原因として「長年にわたりA一人に会計を担当させ、監事のチェックも機能せず、法人は維持会会計のルールづくりに関与せず、さらに法人の管理監査体制の下でもチェックが行われてこなかったこと」、また、「Aが法人内で一定の信頼を得ており、Aの会計処理の適切性を表立って疑問視することが難しい雰囲気があったと考えられること」などが挙げられている。

さらに「この問題は直接的には法人でなく維持会の運営に係る事案ではあるが、維持会発足準備段階から理事長等の法人関係者が関わり、(...略...)維持会の事務・経理が法人の事務局長・財務理事・理事長補佐の立場であった法人職員であるAに任せられていること、学生・生徒・保護者等に寄附金受領書が法人名で送付されていることといった点から見れば、この問題は法人全体の問題ともいえ、法人による管理の不適切さも原因となっていると考えられる。」とされている。

イ このような第三者調査委員会の報告書に基づき、広島女学院維持会において発生した使途不明金の背景及び原因について、法人として総括する。

まず、維持会においては、設立当初から、一人の者に会計を含むあらゆる事務を担わせ任せきりにし、維持会の歴代会長をはじめ役員がその処理に何の疑問も持たず、監事も通常行われるべき監査を行っていないことが挙げられる。

また、平成23年10月の維持会役員会などにおいて、残高証明書がっていない、なぜ監事の出席がないのか、事務的経費が計上されていないなどの疑義が提起されており、これらの議論を真剣に行っていれば、この問題はもっと早期に明らかになったはずである。

法人においても、少なくとも歴代の理事長、院長、学長等は維持会の存在と、Aがその事務のほとんどすべてを担っていたことを知っており、内部牽制機能が働く組織体制の整備を行うほか、事務執行の見直しなどを行うべきであった。

また、通知第454号受理時や税額控除制度改正時など、維持会問題が早期に明らかになる契機となり得る時期においても、何ら対応を行っておらず、法人の歴代役職者の責任は大きい。

(2) 通知第454号について

① 事実確認

理事長及び学長宛の通知第454号については確認できなかったが、同日付の文部科学省高等教育局学生課大学入試室長から各私立大学入試事務主管課長への事務連絡「私立大学における入学者選抜の公正確保に関する平成15年度学生募集要項の取扱いについて」や平成15年3月3日付け文部科学省高等教育局私学部参事官からの平成14年度会計監査から適用される「日本公認会計士協会学校法人委員会報告等について（通知）」が存在しており、当時の理事長B3、学長B4（後に理事長兼務）等は、その内

容を知り得たはずである。

ただし、当時の理事長 B3、学長 B4 等に確認したところ、この文書の記憶はないという回答があった。

また、この通知に基づき、法人・大学内において、通知内容や維持会のことについて協議検討がなされたことを示す記録や関係者の供述は確認できなかった。

② 背景及び原因分析

ア 第三者調査委員会報告では、法人が「上記通知に従った適切な処理をしていれば、維持会の在り方、大学入学者等からの寄附金収受や処理の方法等が議論され、維持会会計の問題はその時点で解消していた可能性が高い。」「法人および大学における管理運営体制の不備が、通知第454号が遵守されなかった主たる原因であると考えられる。」と指摘している。

イ 法人及び大学の運営に関する重要な通知文書であるにもかかわらず、そのことに対する、適切な対応や文書管理が行われていない。このことは、法人内部において重要な通知文書に対する問題意識の希薄さ、文書管理を含めた文書の取扱いの運用面での不十分さなど、管理運営体制に問題があったと総括する。

(3) 寄附金控除について

① 事実確認

ア 第三者調査委員会の報告では、「維持会への納付金が会費なのか寄附金なのかその性格が明確でない面がある。しかし、仮にこれが寄附金であるとしても、(...略...) 税額控除制度の適用はない可能性が非常に高いと考えられる。」との見解が示されている。

イ この問題の発端は、Aの発言によると、『平成5年2月ころに、維持会の役員会で当時の学長 B1（平成7年度まで。平成6年度から同8年度までは理事長）より、「寄附を促進するためには、法人が受領したことにすれば税に関し寄附金特別控除が受けられるから、それを利用すればよい」旨の発言があり、維持会への金員納付者に対し法人名の領収証を発行することになった。』というものである。（Aは、対応の是非について平成9年に所轄税務署において確認し、了解を得た旨、発言しているが、確認はできていない。）

ウ また、本来は、広島女学院公印管理規程に基づき、公印押印決裁（理事長決裁）を経て、公印押印簿に記入され、総務課長が点検し押印するという手順を経ることになっているが、第三者調査委員会の調べでも、少なくとも平成12年度以降、「維持会への金員納付者に対し発行される寄附金受領証明書については、理事長印が押印されるにもかかわらず規程に沿った手続きが取られておらず」、Aの指示により3名の歴代総務課長 E3、E4、E5がAの持参する受領証明書に理事長印を押していたり、後にはAに理事長印を渡して押印することを許容していた。

エ 平成24年には、維持会への金員納入に対する寄附金受領証明書への理事長印押印及びその発行について、法人内で元総務課長 E3等から前理事長 B5、元理事長補佐

A及び前事務局長 C2等へ意見がなされたが、その後、この問題について法人あるいは大学内で議論がなされた形跡はなく、何ら対応がなされていない。

② 背景及び原因分析

ア 寄附金控除問題の発生原因について、第三者調査委員会の報告では、「管理運営（法人全体において検討すべき重要な制度に関する協議・検討）体制における著しい不備が、税額控除証明書の写しが不適切に交付され継続された原因の1つとなっているものとする。」とされている。

また、「寄附金受領証明書の発行については、公印の押印に関する法人の諸規程が遵守されなかったことが原因の1つと考えられる。」とされている。

さらに、引継ぎ体制の不十分さ、職員に対するコンプライアンス教育の不十分さ、寄附金受領証明書の発行管理体制にも原因があったと考えられるとされている。

イ これらのことを踏まえて、法人として総括すると、重要な案件に対する協議・検討が不十分であり、規程に沿った公印押印手続きがなされず、元理事長補佐 A と歴代総務課長との間のやりとりだけで理事長印が押印されているなどコンプライアンス上の問題があり、総じて管理運営体制に問題があったと言わざるを得ない。

このことの間接的な背景としては、維持会の実質上の会計責任者 A が、法人において、長期間にわたり総務課長、事務局長、財務理事、理事長補佐を歴任し、定年後も約15年間、事務局長、理事長補佐等の要職に就いており、適切な人事管理が行われていなかったことが挙げられる。

また、コンプライアンス教育が体系的に行われず、牽制機能などが十分に働かなかった。

ウ 法人において、寄附に関する規程が整備されていなかった。（昨年度末に寄附金取扱規程を制定済み。）

なお、法人に対する寄附について、平成26年11月から受納を自粛しており、「特定公益増進法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」を、文部科学省に、現在返納しているところである。

3 責任の所在及び対応

I 元理事長補佐（維持会事務担当者）Aについて

維持会の設立時（平成4年5月）からの実質上唯一の事務担当者であり、法人においても、法人・大学事務局長（昭和63年4月～平成19年3月）、常任待遇理事（平成19年4月～平成21年3月）、理事長補佐（平成21年4月～平成26年9月、平成23年4月～平成26年5月は、財務理事）を歴任した。

維持会では、この元理事長補佐Aがほぼ一人で業務を行っており、管理者として、職員が行う業務を管理する立場にある者が自ら業務を行うことは、牽制機能が発揮されないことになり、不正・誤謬の温床になる可能性が高くなった。また、資金管理と会計処理を一人で行うことで、不明瞭な支出が容易に可能となったものである。

今回、使途不明金の発生について、直接の原因者であり、その責任は極めて重大である。

また、維持会へ寄附をした保護者等に対して、理事長印が押印された法人名の「寄附金受領証明書」を発行しているが、その「寄附金受領証明書」を維持会で勝手に印刷し、公印使用については規程があるにもかかわらず、それを無視し、理事長名を騙って、歴代の総務課長に指示し、あるいは自らが押印している。

事案を惹起した当事者として、また管理運営を担う責任者の一人として、その責任は誠に重大である。

また、維持会だけでなく学校法人の信用を失墜させた影響は計り知れない。現職中ならば、当然、懲戒免職が相応であるが、事案発覚時はすでに退職しており、理事長補佐の職にあったことから、平成26年9月の理事会において解任した。

直接の原因者であるAに対して刑事告発及び損害賠償請求を行いその責任を迫及していくことは、法人としての責務であると強く認識しており、刑事訴訟法事案との認識のもと、Aに対し刑事告発することを法人内で決定し、平成26年11月4日に弁護士を通じて検察庁に対して、申し入れを行った。現在は、警察において調査が進められていると聞いており、当法人も全面的に協力している。状況が整い次第、早急に刑事告発する。

また、損害賠償請求については、解散した広島女学院維持会から損害賠償請求権を継承している。今回の第三者調査委員会の調査においても、使途不明金の実態については依然として解明できないものも多く、これ以上、徒に時間をかけることはできないことから、損害賠償請求事件として、本日、広島地方裁判所に提訴した。

II 役職員について

(1) 理事長について

第三者調査委員会報告書において、「維持会と学校法人との関わりの点からいえば、法人の理事長および校部の各長である理事が、設立当初から維持会の理事となっており、維持会の運営に深く関わってきたといえる。」とされ、通知第454号への対応についても、「Aを指揮監督すべき立場にあった理事長（…略…）が、Aから通知に関して何も報告や相談をされなかったことで同通知に関する議論をしないでよいと判断したとすれば、当時の法人および大学の管理運営が組織的かつ有機的に行われていなかった面があるといわざるをえない。」、さらに、「『学校法人が設置する大学の入学に関し、直接又は間接を問わず寄附金又は学校債を收受し、又はこれらの募集若しくは約束を行って』いない旨が明記されていた『理事者の確認書』を監査法人に提出した理事長 B3～B5 に関しては、この記述の正否についての調査・確認を怠ったことも原因として指摘できる。」とされている。

理事長は、法人における管理運営の責任者であり、法人運営に関し業務を総理する立場にある。よって歴代の理事長の責任は重大である。

また、Aについて、定年後も約15年もの長期間にわたって、事務局長あるいは理事長補佐といった法人事務の要職に就かせていることなど、理事長の責任は重い。

① 元理事長（B1～B4）

維持会設立後、現在まで6名が理事長職についているが、初期（平成4年度から平成9年度）の2名の理事長B1・B2については、すでに亡くなっており、どの程度関与していたかは定かではない。

平成10年4月から平成15年5月までの間、理事長職にあった者B3については、平成16年度から平成23年度まで、維持会の会長でもあり、また、その妻も維持会設立時（平成4年5月）から平成23年度まで、維持会副会長の職にあったことから、この間、会計処理問題の発生を予測又は認識できる立場にあった。

さらには、通知第454号について、その当時の理事長であり、その後も引き続き、維持会会長に就任したことを考えるとその責任は重い。

また、平成15年6月から平成18年度まで理事長に就任した者B4についても、前任者と同様、問題の発生を知り得る立場にあった。

なお、両者と直接面談を行ったが、維持会の会計処理の問題についても、通知第454号についても、全く認識していなかったというを確認した。もしそうであったとすれば、職員等に任せきりの状態であったということであり、その職責を果たしていたとは言い難い。

このようなことを勘案すれば、元理事長B1～B4については、もし在任中に本事案が明らかになったとすれば、その責任をとり辞任するのが相応であるが、どこまで認識していたかの立証は難しく、遡って管理運営責任を追及することは困難と考える。

元理事長は、すべて本法人の役員からは退いており、現在本法人へ関与している者はいない。

② 前理事長(前院長)B5

平成19年4月から平成26年11月まで理事長（院長）として常勤し、維持会の設立当初からの役員でもあったことから、会計処理問題の発生を予測又は認識できる立場にあった。

特に、前述のとおり、平成23年10月の維持会役員会などにおいて、残高証明書がついていない、なぜ監事の出席がないのかなどの疑義が提起されており、これらの議論を真剣に行っていれば、この問題はもっと早期に明らかになったと考えられる。同役員会にも出席しており、別団体のこととはいえ、理事長補佐のAに対し、理事長という強い態度を取り得る職責にあったにもかかわらず、行っていない。

また、維持会への寄附に対する寄附金受領証明書への理事長印押印についても、税額控除制度導入後の平成24年1月に、当時の総務課長E3がその妥当性を疑問視し、前事務局長C2に相談し前理事長B5やAに伝えるなどしていたが、その後法人あるいは大学内で議論されず放置されていた。

平成26年11月3日の臨時理事会において、引責辞任することを申し出て承認され、同年11月30日付で退任した。なお、院長の職務に対する退職金は、支払っていない。

③ 現理事長B6

現理事長については、前理事長B5の退任を受け、理事会において急遽選任され、平

成26年12月から理事長に就任している。平成18年度から19年度までの間、法人の監事を務めており、また現在の法人トップの理事長として総括的に責任を負う立場にある。したがって、平成27年2月以降の在任期間中、報酬の50%を減額するとともに、理事長の在任期間についても、当事案について一定の目途がつくまでとし、できるだけ早期に後任を選任することとしている。

(2) 理事について

第三者調査委員会報告書では、維持会においては「法人の理事長をはじめとして複数の役員が理事となり、同会への寄附金の募集に法人の理事長はじめ各校部の長が名を連ね、領収書は法人の理事長名となっており、法人には寄附金の收受手続きに関する規程がないという状況において、Aがほぼ一人で会計を担当している状態が20年以上継続しているにもかかわらず、理事会においては、維持会設立当初は若干の報告がなされたのみで、維持会の在り方等について議論された形跡はほとんど認められず、結果として、理事長、各理事あるいは理事会において何らの対策も取られていない。」とされている。

また、法人事務局長の定年を65歳とした規定改正時、理事会において「在任長期にわたる場合の弊害防止」策が議論され、平成3年に「職員の人事・職務に関する規程」に「法人事務局長の在職期間は、原則として定年までの10年間を限度とする」という規定が加えられた。

それにもかかわらず、Aの事務局長在職期間は、昭和63年4月から平成19年3月まで、19年間という長きにわたり、年齢も72歳と定年をはるかに超えて、毎年延長を承認していた。また、その後も、常任待遇理事、財務理事、理事長補佐への就任について承認している。

また、理事のうち、学内理事については、通知第454号や税制度について知り得る立場にあり、維持会の役員となっている者もいたことから、様々な場面で出された疑義等について十分議論すべきであった。

特に、通知第454号発出時の理事長B3及び事務局長A、また税額控除制度導入時の理事長B5、理事長補佐A、事務局長C2の責任は重く、一定の処分の対象となりうるものと考えられるが、すべての者がすでに退任している。

なお、歴代の学外理事についても、長年にわたりAを要職に就かせていたことや問題の発生を知り得た立場であることから、責任があったと言わざるを得ないが、非常勤であること、維持会等に関する情報がほとんどなかったことを考慮すると、その責任を追究することは困難である。

また、学外理事の積極的な提案で、重要案件をより積極的に重点的に審議する場として、理事会、評議員会の活性化を図るため、平成25年度末にその定数を見直すとともに、理事の再任の制限等の厳守にも平成26年度から取り組んだところである。今回の問題についても、常任理事を中心に、事実解明のための調査委員会の設置、理事長補佐Aの解任、公表に向けての対応等が行われた。

(3) 監事について

第三者調査委員会の報告では、「法人の財政改善勧告（提案）を行ったり、監事の機能又は監事の補助機能を充実させるために、常勤監事と内部監査室の設置を求めるなど、積極的に提言等行っていた。しかし、維持会に関しては監事からも何らの提案等もなされていない。」とされている。

法人から監事に対して、維持会についての報告また通知第454号の説明等があった形跡はなく、知り得たかどうかは定かではないが、維持会における問題は20年以上継続していたものであり、いずれかの時点で過去及び現在の監事が、その端緒を把握し問題提起し適切な対応を講じていれば、もっと早い段階で本事案が明らかになったものと考えられる。そのようなことから、監事機能が十分果たされたとは言えず、歴代の監事の職責上の責任は重い。

現在の監事2名のうち1名（平成22年10月就任）D1は、元大学教員であり、主として教学面での業務監査を行ってきたところであるが、当該監事D1から、本事案の重大性に鑑み職を辞する旨の申し出があった。

これを受け、平成27年1月29日に開催された理事会において、これを承認した。

なお、退任の時期については、監査期間及び決算審査との関係上、平成27年5月末とし、後任の監事の選考を進めている。常勤監事としての報酬（月5万円）については、2月から寄附という形で返納している。

なお、もう1名（公認会計士）の監事D3は、平成26年6月の就任であり、就任時まで本案件について知り得る立場にないため、特段の対応は行わない。また、その前任者D2は、監事退任直後に死去しており、どの程度知り得ていたかは不明である。

（4）職員について

事務局長については、Aが事務局長を退任して以降、現在の事務局長C3を除き2名C1（平19年度から平成22年度まで）、C2（平成23年度から平成25年度まで）が就任している。事務部門のトップとして管理運営に携わる立場にあつたにもかかわらず、その職責を果たしたとは言い難い。

このようなことから、内部状況に詳しく権限を持つAを牽制することもないまま、適切な管理運営を行わなかった事務局長にも、大きな責任があるが、既に退任しており、責任を追及することは困難である。

なお、現事務局長C3については、平成26年4月に外部から就任しており、それまで当該法人との関係はない。

総務課長については、公印管理及び文書管理の責任者である。

しかしながら、維持会への金員納入に対する寄附金受領証明書への理事長印押印については、少なくとも平成12年に総務課長が交替して以降は、Aが簡易な文書で直接総務課長に対して押印を求めていた。

通常の手続きを経ず、Aの指示のままに押印していたこと、または押印することを認めていたことは、監督者として、また公印を管理するものとしてあってはならないことである。

維持会が設立されて以降の総務課長（総務課長職務代行を除く）は、Aを含め8名いるが、平成8年度から平成11年度まで在職した2名E1、E2については、病気等により総務課長を最後に早期退職をしており、事実関係について確認できなかった。

平成6年度は、当時事務局長であったAが総務課長を兼務しており、自ら公印押印を行っていた。平成12年度から平成15年度及び平成21年度から平成23年度まで総務課長を務めた者E3は、平成12年度の総務課長就任の際、前任者E2からではなく当時事務局長であったAから業務の引継ぎを受け、その中で寄附金受領証明書への理事長印の押印についてはAの要請に従って行うものであると言われ、その指示に従った。当該総務課長E3は、税額控除制度導入時において、維持会への寄附にもかかわらず、寄附金受領証明書に理事長印を押印することに疑問を持ち、平成24年1月に、元理事長補佐Aに問い合わせたほか、当時の理事長B5、事務局長C2へもこの件について相談している。また本事案が明らかになった発端は、当該総務課長E3が内部監査室に行った相談からであった。ただし、このようなことを考慮しても、その行為は職務を逸脱しており一定の処分の対象となるべきものであったと考えるが、当該総務課長E3は他の部署の課長となった後、昨年度末に定年で退職した。

平成16年7月から平成21年3月までの総務課長E4も、Aの指示により、自ら押印しており、その責任は大きい。平成27年3月末に再雇用の任期を1年残り退職した。

また、平成24年度から平成25年度までの総務課長E5については、当時の上司であったAからの依頼に基づき、理事長印を寄附金受領証明書に押印又はAに理事長印を預けていた。本人は上司の指示により慣例に従ったものであると主張するが、公印を預かる管理責任者として、重大な責任がある。この者については、平成26年3月に退職し4月から再雇用を行っているが、事実上の降格を行い、平成27年4月から給与を減額（退職時の65%→50%）するとともに、職務手当も不支給とした。

なお、平成26年度の総務課長（事務局長C3が兼務）は、維持会に係る寄附金受領証明書への押印は行っていない。（現在の総務課長E6は、平成27年4月に外部から就任しており、全く関与する立場にいなかった。）

このほか、3名の一般職員F1～F3が、Aの依頼に基づき、会員名簿や会議資料の作成、維持会報等の発送の手伝いを勤務時間外に行っていたが、それ以外の会計的なことは行っていない旨、A、F2、F3及び関係者からの聞き取りで確認した。なお、F1はすでに死亡、F2は平成17年度末に退職しており、F3については、現在も在職しているが、維持会に関する運営や会計に関して何ら知らされておらず、勤務時間外に事務的な作業を手伝っていたにすぎないため、責任を問うことは困難である。

Ⅲ 監査法人について

監査法人については、維持会の会計を監査対象に含めておらず、また、維持会から法人が寄附を受ける仕組みが通知第454号に違反する可能性がある旨の報告も行っていない。その理由については、第三者調査委員会が監査法人から聴取し、「維持会から学校法人への寄附金は、維持会の会費収入の一部が維持会の決議をもって学校法人へ寄附された

ものであり、学校法人が直接募集すべき寄附金の募集を維持会が代わりに行っているとか、学校法人に帰属すべき寄附金を学校法人会計外である維持会の収入に計上している、といった事実はないと認識していたということであった。」としている。また「監査法人が、維持会を通じて学生の保護者等からの納付金を受けることについて所轄庁の通知に反する旨を参考事項として監査報告書に記載しなかったのは、前述のとおり監査法人が維持会について単なる寄附金の受け皿団体ではなく会費で運営されている独立性の強い団体である等の理由から、通知第454号6（5）に違反する事例ではないと判断したからであると考えられる。」とも記載している。そして、このことについて、「この判断については、（…略…）不合理とまではいえないと考えられる。」と整理されている。

なお、監査法人が維持会を監査対象に入れる必要はないとした判断が適切であったかについて、第三者調査委員会として意見を述べることは差し控えるとしている。その理由として、その報告書の中で、「上述した監査法人の広島女学院における監査手続の適否の正確な検証がなされるとすれば、それは別途しかるべき機関が行うのが適切であると考えられる。」と記載されている。

法人として、第三者調査委員会で、このような判断がなされている中で、当事者として独自の判断は困難であるため、日本公認会計士協会に対応を求めた。

当該監査法人は、平成14年度の計算書類から当法人の監査を行っており、この間、特段の問題は生じていないが、13年という長きにわたり同一の監査法人に監査を依頼していること、また、法人自らを律する観点から、平成27年度分からの監査法人監査については、他の監査法人と委託契約締結する方針である。

IV その他

今後、司法当局の調査によって、新たな事実が判明した場合は、適切かつ厳正な対応を法人として行う。

4 再発防止策

(1) 今回の事案の発生原因について

第三者調査委員会の調査報告書に、法人における今回の事案の発生原因として次の事項等が述べられている。

- 通知第454号が遵守されなかった原因
 - a 法人及び大学における管理運営体制の不備
 - ・重要な通知について周知されておらず、また全く議論されていなかった。
- 税額控除証明書の写しが維持会会員に交付されその状態が長期間放置された原因
 - a 管理運営（法人全体において検討すべき重要な制度に関する協議・検討）体制における不備
 - ・税額控除制度導入後、維持会への寄附に対する税額控除証明書の写しの交付に疑義を持った役職者等がいたにもかかわらず、扱いを変更するにいたらなかった。
 - ・制度適用に当たり、法人内で十分な調査検討がなされた形跡がうかがわれない。

- b 公印管理等の問題
 - ・公印の押印に関する法人の規程が遵守されなかった。(引継体制及び職員に対するコンプライアンス教育が十分でない。)
- c 寄附金受領証明書の発行管理体制の欠如
- 法人の監査体制が維持会に関する問題に関して十分に機能しなかった原因
 - A 維持会に関する会計上の諸問題が発生した主たる原因
 - a 会計面を含む維持会の事務のほとんどが極めて長期にわたりAに排他的かつ独占的に任されていたことにあると考えられる。
 - b 寄附金の收受手続きに関する規程がなく、業務が主として慣例に従って行われていた。
 - B 法人が維持会を管理できなかった原因
 - a 法人関連の寄附金募集团体に関する管理の必要性についての認識が欠如していた。
 - b Aが維持会の会計を独占し正確な報告をしてこなかった、あるいは公印使用簿に記載されない形で理事長印を押印させていたこと等により、少なからぬ理事が維持会の実態を知らなかったと思われる。
 - c 管理運営体制の不備
 - ・「理事者による確認書」を監査法人に提出した理事長については、この記述の正否についての調査・確認を怠った。
 - ・通知第454号発令時、税額控除制度導入時、あるいは寄附金受領証明書に理事長印を押印することが問題視された時など、適時に適切な調査・対処ができなかった。
 - ・Aについて、総務課長、事務局長等を歴任しているとはいえ、定年後も約15年もの長期間にわたって事務局長、財務理事あるいは理事長補佐といった法人事務の要職に就かせており、適切な人事配置・管理が行われていなかった。

(2) 再発防止策について

以上のことを踏まえ、次のとおり今年度秋までに再発防止策を講じ、法人を挙げて積極的に取り組んでいく。

① 広島女学院維持会の解散

広島女学院維持会は、平成26年12月14日に総会を開催し、賛成多数で解散を決議し、併せて損害賠償請求権の法人への継承も決議された。

同月26日に、会則に基づき残余財産(3,541,817円)が学校法人広島女学院に寄附され、清算が終了した。

② 内部統制の強化

ア 内部管理体制の是正強化

本学院における関係団体に対するガバナンス強化のため、関係団体に対して、毎年6月末までに所定の様式により前年度の収支状況並びに現金管理の状況を記載した報告書を理事長宛てに提出するよう求める。

また、理事長は、必要に応じ内部監査室等による実地調査を行うこととし、証憑書類等の提示等関係団体に対して調査への協力を求める。

監事についても、同様に任意に立ち入り調査が出来るよう関係団体に協力を求める。

イ 資金管理体制の見直し

法人内において、やむを得ず現金管理を行っているものについては、実態を再度調査し、管理責任者、徴収目的を明らかにするとともに、入金、出金、有高管理等が帳簿等により、適切かつ適正に行われているか確認し、改善を要するものについては、指導する。

ウ 所轄庁の通知の徹底、遺漏防止策

- ・ 保存年限及び保管方法を見直し、担当部局へ通知等により確実に周知する。
- ・ 法人代表者や校部の長宛ての国、地方公共団体及び日本私立学校振興・共済事業団等公的機関からの文書については、必ず文書取扱主任者である法人事務局長及び法人の文書取扱者である総務課長が内容を確認し、重要案件については、学院の主要会議（理事会、学院運営協議会、大学評議会、教諭会、事務協議会等）の議題とするなど、情報の共有を図る。
また、異動に際しては、引継ぎ事項とする。

エ 公印管理の徹底による手続きの遵守

公印押印に当たっては、簡易で継続反復的な定型文書への押印以外は起案稟議書によるものとし、手続きの遵守について、職員への周知徹底を図る。

オ 寄附の受入れ体制の整備

前述したとおり、法人に対する寄附について、平成26年11月から受納を自粛しており、「特定公益増進法人であることの証明書」及び「税額控除に係る証明書」を、文部科学省に、現在返納しているところである。

寄附受入れ再開に向けて、次の事項を実施するとともに、その周知徹底を図る。

- ・ 寄附取扱規程の制定
寄附の受入れ等について透明性を図るため、昨年度末に寄附取扱規程を制定した。この規程により、受入れ基準に沿って理事長が寄附の受入れの承認を行う。
- ・ 寄附受入れの適正化及び透明性の確保
事務手続きにおいて、寄附金受領証明書に連番を付すとともに、公印の押印に当たっては契印を押印することとし、遺漏がないようにする。
また、寄附の受入れに際し、寄附者からの申し出がない限り、学院報等で寄附者名及び寄附額（物）を公表するとともに、匿名希望の場合にも、寄附額（物）は記載する。
- ・ 寄附受入れの適正化についての周知徹底
法人内の課長等で構成する事務協議会等において、通知第454号の内容及び取扱いについて協議し、それに反することがないように周知徹底を図る。

寄附金又は学校債を募集する場合には、理事会に諮り、通知第454号に基づく対応について報告を行う。また、募集趣意書等に必要事項（応募が任意であること、その用途等）などを明記する。

カ 人事管理

今回の事案は、一人の職員が長年にわたり法人の主要なポストを担い、あらゆることに精通し、権限が集中していったことで、職場の中で意見が言いにくく反対ができない、あるいは指示のあったことをそのまま実施するといった風土が醸成されていった結果生じたと考えられる。

このようなことから、透明性の高い人事制度等の確立、さらには人材育成という視点が不可欠であり、次のような策を講じる。

- ・ 事務局長の定年は65歳であり、延長は認めない。
- ・ 今後、目標申告制度や評価制度の導入を検討するとともに研修機会の充実などにより、内部人材の育成を図る。
- ・ 研修等によりコンプライアンス意識の醸成と徹底を図る。
- ・ 職員について、必要に応じ主要ポスト（事務局長、総務課長、内部監査室長等）に外部の人材を登用するなど職場の活性化を行う。

③ コンプライアンス通報等の仕組みづくり

今回の事案を調査、検証したところ、維持会問題だけでなく人事等についてもAに対する不信や疑念が職員から寄せられた。Aが学内で長年にわたり要職を担い、知識経験が豊富であることから、意見が言いにくい状況が生じていたか、または意見を言った場合の報復人事を恐れた結果、表面化が遅れた可能性もある。

当法人には不正行為等の早期発見や是正、告発者等の保護を図ることを目的として、「不正行為に係る告発の処理に関する規程」があるが、不正行為等の対象が制限的である。また、告発等の手続きにおいて、匿名を認めておらず、窓口も総務課長だけとなっていることなど、告発しにくいものとなっている。

このようなことから、対象の拡大や監査法人や監事、理事等幅広い通報の窓口の設置等コンプライアンス通報が行いやすい仕組みを作る。

④ 理事会機能の強化

理事会において、Aの長年にわたる事務局長等要職への就任承認が行われ、また維持会についての議論が、全くなされなかったことが、事案の発覚の遅れにつながったと考える。

前述のとおり、重要案件をより積極的に重点的に審議する場として、理事会及び評議員会の活性化を図るため、平成26年3月にその定数を見直すとともに、理事の再任の制限等の厳守にも取り組んだところである。

今後も、多様な分野の方々に就任いただくなど、その活性化を通して、理事会ガバナンスが発揮できるよう努める。

5 まとめ

法人においては、少子化の進行や他校における類似学科の新設等により厳しい時代を迎えている時に、維持会問題が発生したことは、真に遺憾であり経営を脅かす重大な危機でもあると強く認識している。

本学は、来年には創立130周年を迎える。

昨年4月以降、役職員の大幅な入れ替えを行い、新たな体制が築かれている。

今回の問題を契機として、反省すべきを反省し、原点に立ち返り、キリスト教主義の建学の精神と長きにわたり日本の女子教育に果たしてきた役割を十分認識しつつ、理事会及び教職員が一丸となって、有為な人材を社会に輩出し、本県のみならず我が国の発展に尽くしていく所存である。